

# 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

令和 4 年 3 月

**農林水産省**

# 目 次

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 .....	1
第2 米穀の需給の見通しに関する事項 .....	1
1 令和2/3年の需要実績 .....	1
(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀	
(2) 算出方法	
(3) 全国の需要実績(確定値)	
2 全国の令和3/4年及び令和4/5年の需要見通し(推計値) .....	2
3 令和3/4年及び令和4/5年の需給見通し .....	4
(1) 令和3/4年の需給見通し	
(2) 令和4/5年の需給見通し	
第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項.....	5
1 備蓄運営の基本的な考え方 .....	5
2 令和3/4年の備蓄運営 .....	6
第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 .....	6
1 令和3会計年度の輸入状況 .....	7
2 令和4会計年度の輸入方針 .....	7
参考統計表 .....	8

## 【米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第4条第1項に基づき、令和3年7月30日に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第17号)第1条に基づき見直し、同法第4条第6項により変更するものです。

## 第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組めます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

## 第2 米穀の需給の見通しに関する事項

### 1 令和2/3年の需要実績

#### (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

#### (2) 算出方法

需要実績は、令和2年産主食用米等生産量、令和2年6月末民間在庫量及び令和3年6月末民間在庫量を基に算出します。

表1 令和2/3年の需要実績の算出方法

$$\text{需要実績} = \text{①} + \text{②} - \text{③}$$

① 令和2年産主食用米等生産量

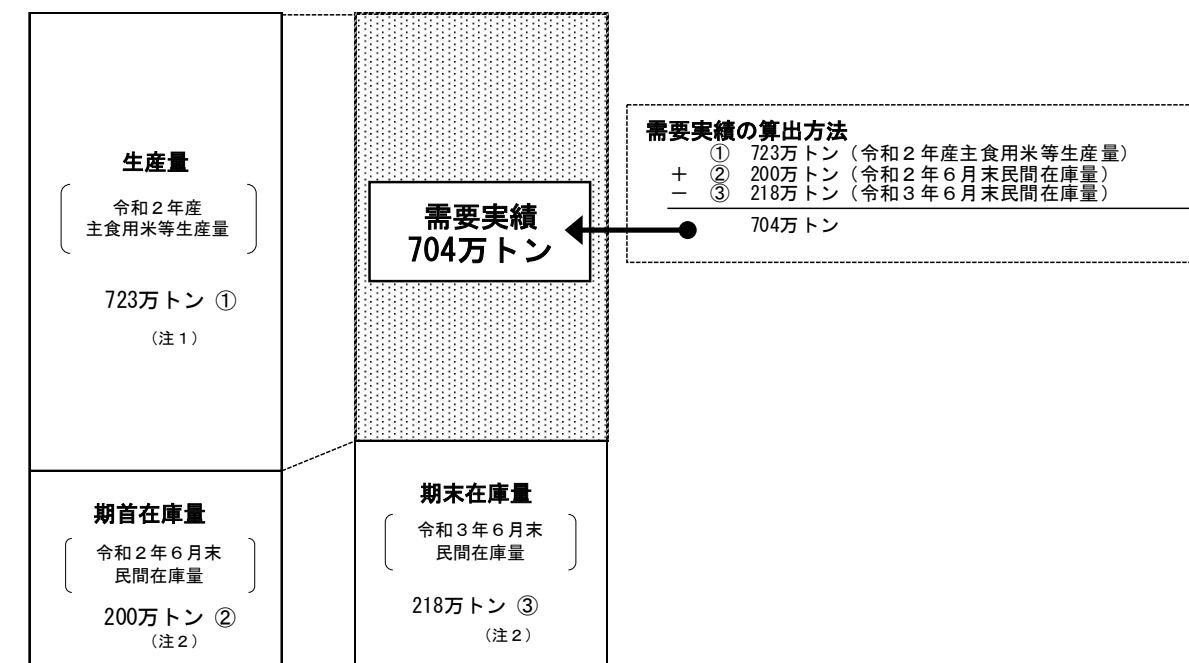
② 令和2年6月末民間在庫量

③ 令和3年6月末民間在庫量

### (3) 全国の需要実績（確定値）

前記方法により算出した令和2/3年（令和2年7月から令和3年6月までの1年間）の需要実績（確定値）は、図1のとおり704万トンとなります。

図1 令和2/3年の需要実績



注1：主食用米等生産量は、令和2年産水稻の収穫量(主食用)（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10a以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

## 2 全国の令和3/4年及び令和4/5年の需要見通し（推計値）

全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

具体的には、

- ① 平成8/9年から令和2/3年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
- ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和3/4年（令和3年7月から令和4年6月まで）及び令和4/5年（令和4年7月から令和5年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
- ③ ②で算出した値に令和3年及び令和4年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

図2 令和3/4年及び令和4/5年の需要見通しの算出方法

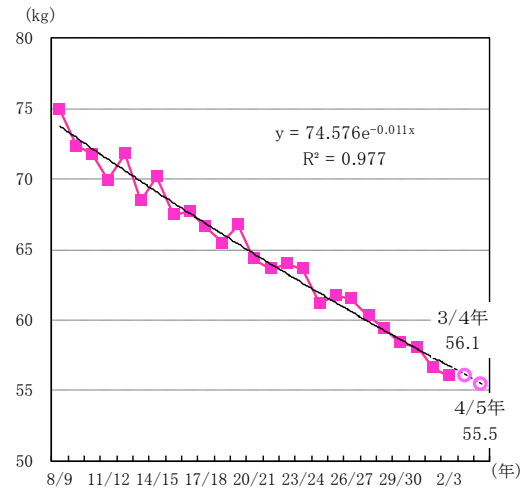
① 平成8/9年から令和2/3年までの1人当たり消費量を算出

年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり消費量 ①/②
	万トン	千人	kg
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	126,933	59.4
29/30	739.6	126,706	58.4
30/元	734.6	126,443	58.1
元/2	714.4	126,167	56.6
2/3	704.0	125,708	56.0

注：人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

② 令和3/4年及び令和4/5年の1人当たり消費量(推計値)を算出

(単位:kg)		
年	x	1人当たり消費量(y)
8/9	1	75.0
9/10	2	72.4
10/11	3	71.7
11/12	4	69.9
12/13	5	71.8
13/14	6	68.5
14/15	7	70.2
15/16	8	67.5
16/17	9	67.7
17/18	10	66.7
18/19	11	65.5
19/20	12	66.7
20/21	13	64.3
21/22	14	63.6
22/23	15	64.0
23/24	16	63.6
24/25	17	61.2
25/26	18	61.7
26/27	19	61.5
27/28	20	60.3
28/29	21	59.4
29/30	22	58.4
30/元	23	58.1
元/2	24	56.6
2/3	25	56.0
3/4	26	56.1 (推計値)
4/5	27	55.5 (推計値)



③ 令和3/4年及び令和4/5年の1人当たり消費量(推計値)に令和3年及び令和4年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	3/4年	4/5年
1人当たり消費量(推計値) ①	56.1kg	55.5kg
	3年	4年
人口(推計値) ②	125,120千人	124,593千人
	3/4年	4/5年
需要見通し ①×②	702.1万トン	691.5万トン

注1：人口(推計値)は、令和3年においては「人口推計(総務省、令和3年10月公表)」の総人口(令和3年10月1日現在(概算値))。以下「令和3年10月現在人口」という。)、令和4年においては令和3年10月現在人口に「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、平成29年4月公表)」の令和3年10月1日から令和4年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2：図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和3/4年及び令和4/5年の需要見通し(推計値)

令和3/4年	702万トン
令和4/5年	692万トン

### 3 令和3/4年及び令和4/5年の需給見通し

#### (1) 令和3/4年の需給見通し

令和3/4年の需給見通しは、表3のとおりです。

##### ① 供給量

ア 令和3年6月末の民間在庫量（確定値）は、218万トンです。

イ 令和3年産主食用米等の生産量は、701万トン（令和3年産水稻の収穫量（主食用））です。

ウ この結果、令和3/4年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、919万トンとなります。

##### ② 需要量

2により算出した主食用米等の需要量の見通しは702万トンとなりますが、令和3年産米の相対取引価格が令和2年産米より下落していることが需要量に及ぼす影響や、直近の米の販売量が対前年同期比で増加していること等を踏まえて、2により算出した702万トンから706万トンまでの4万トンの幅をもって設定します。

##### ③ 令和4年6月末の民間在庫量

令和4年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して213万トンから217万トンまでと見通されます。

#### (2) 令和4/5年の需給見通し

令和4/5年の需給見通しは、表3のとおりです。

##### ① 供給量

ア 令和4年6月末の民間在庫量は、(1)の③により213万トンから217万トンまでと見通されます。

イ 令和4年産における主食用米等生産量の見通しは、令和3年6月末の民間在庫量が218万トンとなり、前年6月末の200万トンから増加する中、令和5年6月末の民間在庫量の水準を200万トン以下とし、需給の安定に資するよう改善を図るものとして、675万トンと設定します。

ウ この結果、令和4/5年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、令和4年6月末の民間在庫量が213万トンの場合は888万トン、217万トンの場合は892万トンとなります。

##### ② 需要量

2により算出した主食用米等の需要量の見通しは、692万トンです。

##### ③ 令和5年6月末の民間在庫量

令和5年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して

196 万トンから 200 万トンまでと見通されます。

表3 令和3/4年及び令和4/5年の主食用米等の需給見通し

			(単位：万トン)	
令和3/4年	令和3年6月末民間在庫量	A	218	
	令和3年産主食用米等生産量	B	701	
	令和3/4年主食用米等供給量計	$C = A + B$	919	904 <<15>>
	令和3/4年主食用米等需要量	D	702 ~ 706	
	令和4年6月末民間在庫量	$E = C - D$	213 ~ 217	198~202 <<15>>
令和4/5年	令和4年6月末民間在庫量	E	213 ~ 217	198~202 <<15>>
	令和4年産主食用米等生産量	F	675	
	令和4/5年主食用米等供給量計	$G = E + F$	888 ~ 892	873~877 <<15>>
	令和4/5年主食用米等需要量	H	692	
	令和5年6月末民間在庫量	$I = G - H$	196 ~ 200	181~185 <<15>>

令和2年産米の15万トンについてコロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む場合の見通し

- 注1：「主食用米等」の中には、主食用に供給されるもののほか、加工用途及び輸出用に供給されているものの一部が含まれている。
- 注2：欄外の記載は、令和2年産米の15万トンについて、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む場合の見通し。
- 注3：主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）の販売・提供動向等によって、今後、変動する可能性がある。
- 注4：上記の需給見通しのほか、第4の2のSBS方式による輸入予定数量を最大とした数量が主食用等として流通する見通し。
- 注5：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

### 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

#### 1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施する。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づ

く豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（上記に即して備蓄運営が行われれば、結果として基本的な買入数量が21万トン程度となる。）。

- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定  
としています。

他方、毎年11月30日までに行う基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

## 2 令和3/4年の備蓄運営

令和3年産米の備蓄米としての買入契約数量は21万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、13万トンから21万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた令和3/4年の備蓄運営は、表4のとおりです。

表4 令和3/4年の備蓄運営 (単位：万トン)

令和3年6月末備蓄量	A	91
令和3年産米買入契約数量	B	21
令和3/4年非主食用販売量	C	13～21
令和4年6月末備蓄量	$D = A + B - C$	91～99

## 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30



年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

## 1 令和3会計年度の輸入状況

令和3会計年度においては、令和3年2月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,240トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行ってまいります。令和4年3月1日までに、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について68万トン（うちSBS方式による輸入2万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については320トンを買い付けました。引き続き、令和3年2月の基本指針に基づく輸入を実施すべく、令和4年3月まで順次買い付けを行います。

## 2 令和4会計年度の輸入方針

令和4会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,480トンとします。

注：令和4年3月1日までの輸入状況等を踏まえたものである。

## 参考統計表

## 参考統計表目次

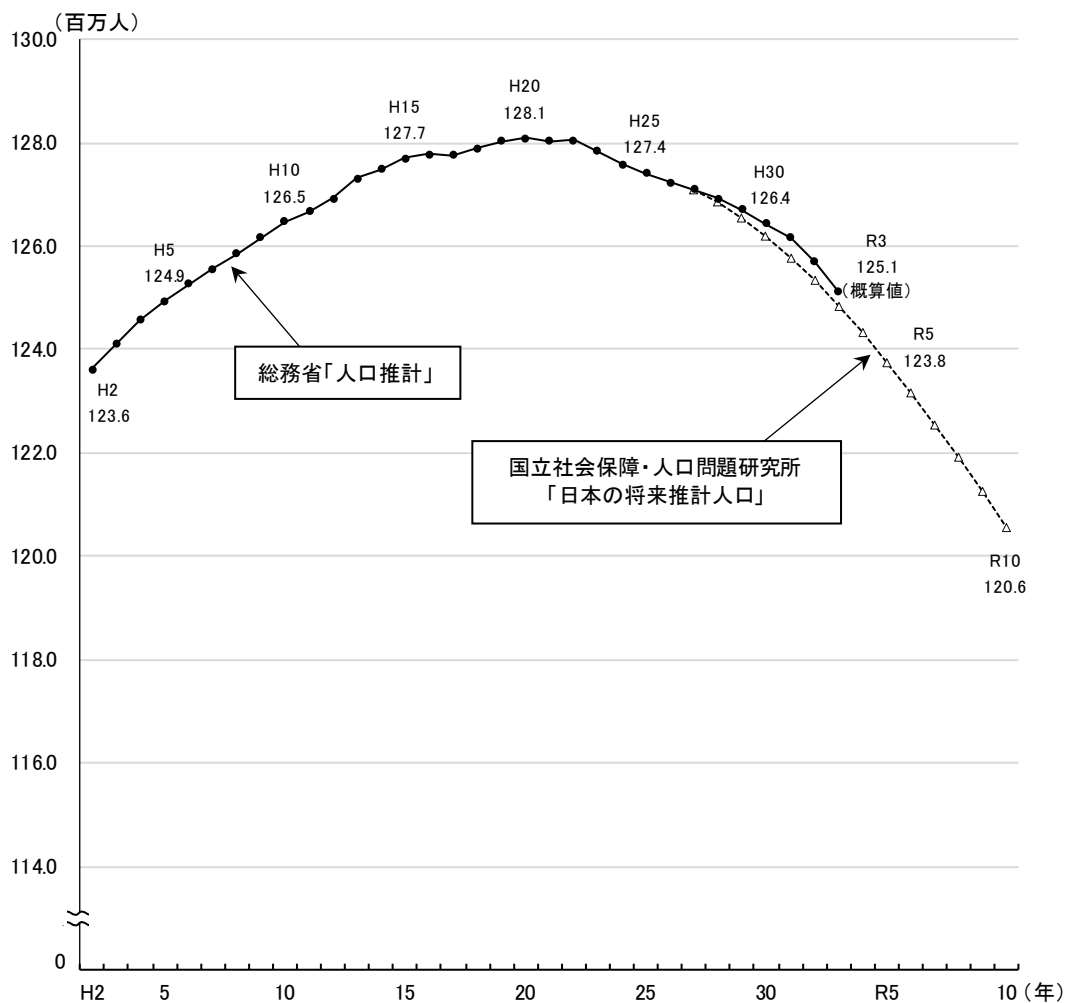
1	1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯） .....	8
2	我が国の人口の推移（各年10月1日現在） .....	9
3	令和3年産水稻の作付面積及び収穫量 .....	10
4	民間流通における6月末在庫の推移 .....	11
5	政府備蓄米の6月末在庫の推移 .....	12
6	政府備蓄米の在庫の状況（令和3年6月末現在） .....	13
7	ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和3年10月末まで） （速報値） .....	14
8	平成23/24年から令和2/3年までの需要実績 .....	15

1 1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）

年	月	購入数量(kg)	対前年同月比(%)
2019 (平成31)	1	3.91	99.2
	2	4.56	96.0
	3	4.74	99.2
	4	5.03	102.9
(令和元)	5	4.71	96.9
	6	4.84	93.4
	7	4.54	90.8
	8	4.59	92.2
	9	6.42	95.3
	10	8.16	89.3
	11	5.42	89.3
	12	5.35	97.4
2020 (令和2)	1	3.52	90.0
	2	4.60	100.9
	3	5.54	116.9
	4	5.44	108.2
	5	5.11	108.5
	6	4.94	102.1
	7	4.90	107.9
	8	5.06	110.2
	9	7.04	109.7
	10	7.71	94.5
	11	5.25	96.9
	12	5.48	102.4
2021 (令和3)	1	3.92	111.4
	2	4.12	89.6
	3	4.99	90.1
	4	4.81	88.4
	5	4.88	95.5
	6	4.73	95.7
	7	4.32	88.2
	8	5.09	100.6
	9	6.26	88.9
	10	7.42	96.2
	11	5.12	97.5
	12	5.22	95.3

資料：総務省 家計調査

## 2 我が国の人口の推移（各年10月1日現在）



注1：平成28年から令和2年までの人口推計は、国勢調査結果による補間補正される前の人口推計である。

2：令和3年の人口推計は、令和3年10月に公表された概算値である。

3：将来推計人口は、出生中位・死亡中位推計の値である。

### 3 令和3年産水稻の作付面積及び収穫量

全 国 都道府県	作付面積（子実用）			10 a 当たり 収量 ②	農家等が使用している ふるい目幅で選別				主食用 作付面積 ⑦	収 穫 量 （主食用） ⑧=⑦×②
	実 数 ①	前年産との比較			最も多い 使用割合 の目幅 ③	10 a 当たり 収量 ④	10 a 当たり 平年収量 ⑤	作況指数 ⑥=④/⑤		
		対差	対比							
	ha	ha	%	kg	mm	kg	kg		ha	t
全 国 (1)	1,403,000	△ 59,000	96	539	…	515	512	101	1,303,000	7,007,000
北 海 道 (2)	96,100	△ 6,200	94	597	1.90	570	526	108	88,400	527,700
青 森 (3)	41,700	△ 3,500	92	616	1.90	584	574	102	34,200	210,700
岩 手 (4)	48,400	△ 2,000	96	555	1.90	528	514	103	46,200	256,400
宮 城 (5)	64,600	△ 3,700	95	547	1.90	520	514	101	61,000	333,700
秋 田 (6)	84,800	△ 2,800	97	591	1.90	555	543	102	71,400	422,000
山 形 (7)	62,900	△ 1,800	97	626	1.90	592	568	104	54,900	343,700
福 島 (8)	60,500	△ 4,800	93	555	1.85	536	533	101	54,700	303,600
茨 城 (9)	63,500	△ 4,300	94	543	1.85	521	505	103	61,400	333,400
栃 木 (10)	54,800	△ 4,400	93	549	1.85	520	516	101	50,600	277,800
群 馬 (11)	14,900	△ 600	96	492	1.80	476	482	99	13,000	64,000
埼 玉 (12)	30,000	△ 1,900	94	508	1.80	489	477	103	28,800	146,300
千 葉 (13)	50,600	△ 4,800	91	549	1.80	539	534	101	48,100	264,100
東 京 (14)	120	△ 4	97	405	1.80	394	403	98	120	486
神 奈 川 (15)	2,920	△ 70	98	492	1.80	470	477	99	2,920	14,400
新 潟 (16)	117,200	△ 2,300	98	529	1.85	507	529	96	101,800	538,500
富 山 (17)	36,300	△ 800	98	551	1.90	515	520	99	32,200	177,400
石 川 (18)	23,800	△ 1,000	96	527	1.85	512	509	101	21,400	112,800
福 井 (19)	24,500	△ 600	98	515	1.90	478	485	99	22,500	115,900
山 梨 (20)	4,850	△ 30	99	532	1.80	516	532	97	4,760	25,300
長 野 (21)	31,500	△ 300	99	603	1.85	579	598	97	30,400	183,300
岐 阜 (22)	21,600	△ 900	96	478	1.80	466	475	98	20,700	98,900
静 岡 (23)	15,300	△ 200	99	506	1.80	495	511	97	15,200	76,900
愛 知 (24)	26,400	△ 1,000	96	496	1.85	480	491	98	25,800	128,000
三 重 (25)	26,300	△ 800	97	495	1.85	474	479	99	25,900	128,200
滋 賀 (26)	30,100	△ 1,000	97	519	1.90	483	483	100	28,900	150,000
京 都 (27)	14,200	△ 100	99	504	1.85	486	493	99	13,600	68,500
大 阪 (28)	4,620	△ 80	98	490	1.80	476	479	99	4,620	22,600
兵 庫 (29)	35,800	△ 700	98	491	1.85	468	477	98	34,100	167,400
奈 良 (30)	8,440	△ 40	100	512	1.80	502	500	100	8,400	43,000
和 歌 山 (31)	6,100	△ 150	98	497	1.80	484	486	100	6,100	30,300
鳥 取 (32)	12,600	△ 300	98	505	1.85	485	495	98	12,400	62,600
島 根 (33)	16,800	△ 300	98	521	1.90	483	483	100	16,500	86,000
岡 山 (34)	28,800	△ 1,000	97	524	1.85	498	501	99	27,900	146,200
広 島 (35)	22,200	△ 400	98	522	1.85	502	509	99	21,700	113,300
山 口 (36)	18,400	△ 500	97	506	1.85	485	480	101	17,400	88,000
徳 島 (37)	10,300	△ 700	94	465	1.80	452	462	98	9,980	46,400
早期栽培 (38)	3,930	△ 330	92	455	1.80	443	453	98	…	…
普通栽培 (39)	6,400	△ 310	95	472	1.80	457	467	98	…	…
香 川 (40)	11,300	△ 400	97	501	1.80	485	478	101	11,300	56,600
愛 媛 (41)	13,200	△ 200	99	510	1.85	489	469	104	13,200	67,300
高 知 (42)	11,000	△ 300	97	451	1.80	439	446	98	11,000	49,600
早期栽培 (43)	6,190	△ 190	97	475	1.80	463	471	98	…	…
普通栽培 (44)	4,850	△ 100	98	420	1.80	407	414	98	…	…
福 岡 (45)	34,600	△ 300	99	473	1.85	447	457	98	34,100	161,300
佐 賀 (46)	23,300	△ 600	97	510	1.85	487	487	100	22,800	116,300
長 崎 (47)	10,800	△ 300	97	470	1.80	460	463	99	10,800	50,800
熊 本 (48)	32,300	△ 1,000	97	484	1.85	465	479	97	31,200	151,000
大 分 (49)	19,600	△ 600	97	487	1.80	471	476	99	19,400	94,500
宮 崎 (50)	15,900	△ 100	99	489	1.80	480	482	100	13,900	68,000
早期栽培 (51)	6,070	△ 70	99	481	1.80	476	470	101	…	…
普通栽培 (52)	9,800	△ 70	99	495	1.80	483	490	99	…	…
鹿 児 島 (53)	18,600	△ 700	96	479	1.80	468	470	100	17,100	81,900
早期栽培 (54)	4,380	△ 70	98	461	1.80	451	446	101	…	…
普通栽培 (55)	14,200	△ 700	95	485	1.80	474	477	99	…	…
沖 縄 (56)	666	16	102	325	1.80	316	300	105	623	2,020
第一期稲 (57)	481	2	100	355	1.80	349	354	99	…	…
第二期稲 (58)	185	14	108	248	1.80	222	149	149	…	…

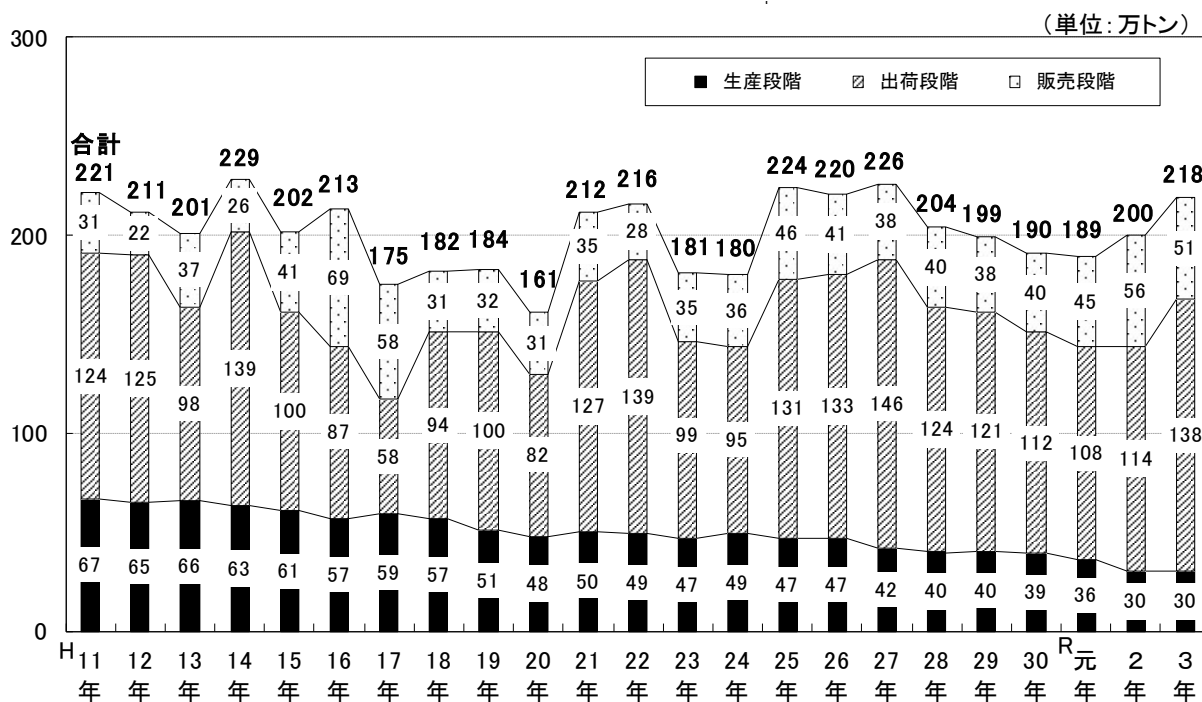
資料：農林水産省調べ

注1：作付面積（子実用）とは、青刈り面積（飼料用米等を含む。）を除いた面積である。

2：主食用作付面積とは、水稻作付面積（青刈り面積を含む。）から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。

3：④10 a 当たり収量、⑤10 a 当たり平年収量及び⑥作況指数については、都道府県ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅以上に選別された玄米を基に算出した数値である。

## 4 民間流通における6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

注1：うるち玄米及びもち玄米の値である。

2：各年の民間在庫量において、

① 平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量である。

② 平成15年については、

・販売段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の旧登録卸売業者と1,000トン以上の旧登録小売業者の数量である。

・出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者の数量である。

③ 平成14年以前については推計値であり、

・販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量(推計)を加えた数量である。

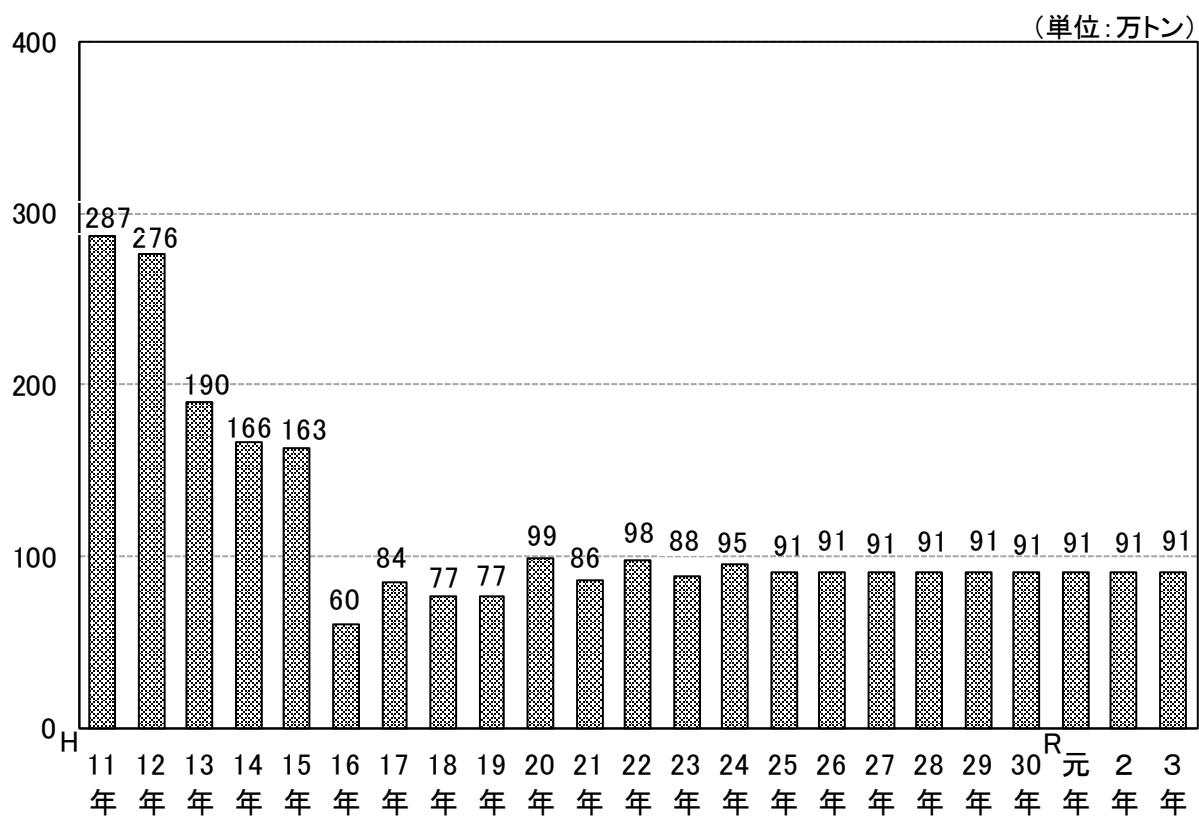
・出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量(推計)を加えた数量である。

④ 生産段階の在庫量は、平成11年～平成21年は「生産者の米穀現在高等調査」を基に算出した在庫量から精米在庫量(推計)を控除した玄米在庫量であり、平成22年～平成30年は「生産者の米穀在庫等調査」を基に算出した在庫量である。令和元年は、「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和2年以降は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。

3：平成26年の出荷段階の在庫量は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンを含んでいない。

4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

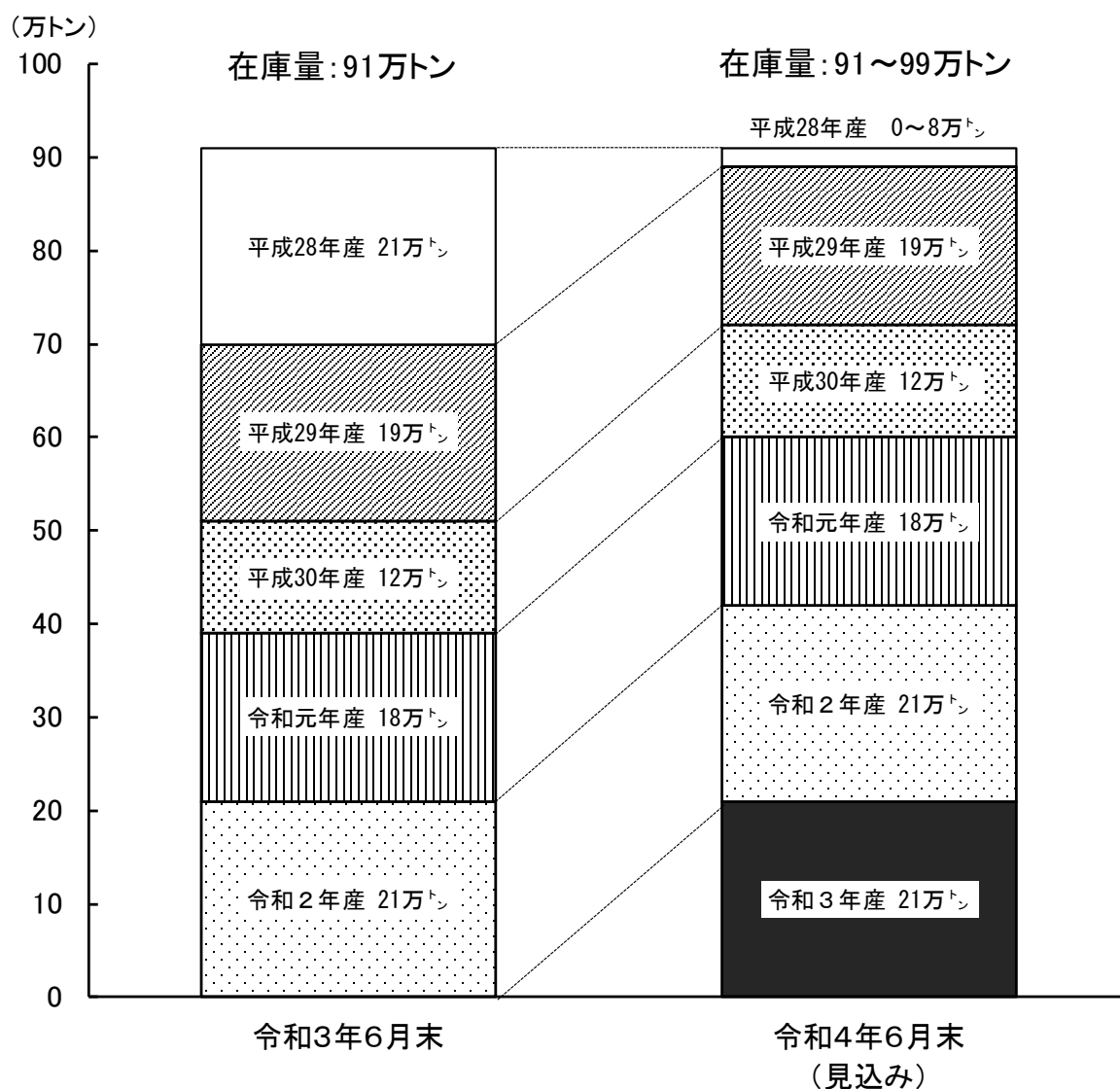
## 5 政府備蓄米の6月末在庫の推移



注：国産うるち玄米の数量である。



## 6 政府備蓄米の在庫の状況（令和3年6月末現在）



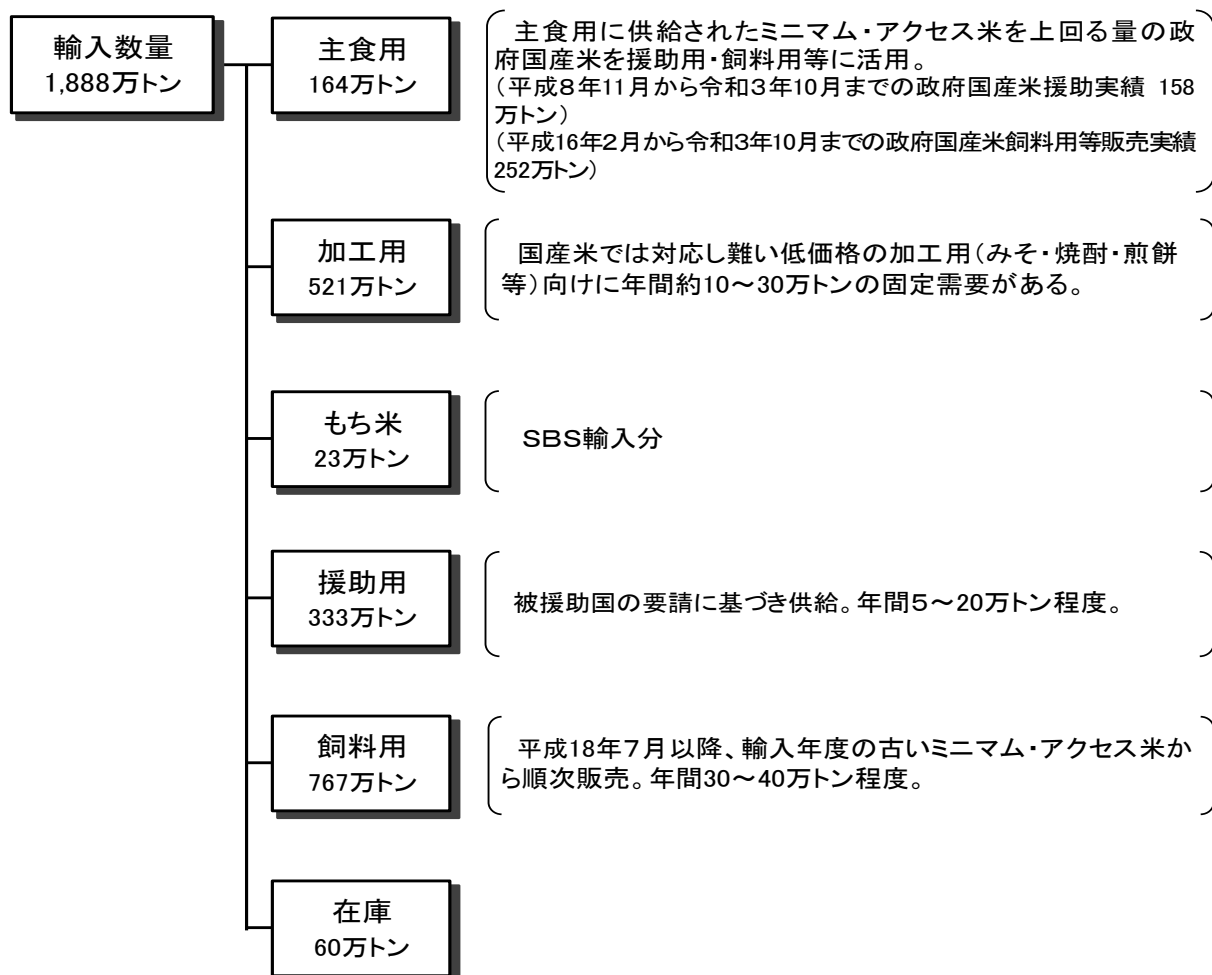
注1：国産うるち玄米の数量である。

注2：令和4年産の買入予定数量は、「備蓄運営の基本的な考え方」に即した場合、21万トンとなる。

また、令和5年6月末の政府備蓄米の在庫の状況（見込み）については、平成29年産は0~6万トン、平成30年産は10~12万トン、令和元年産は18万トン、令和2年産は21万トン、令和3年産は21万トン、令和4年産は21万トンの計91~99万トンとなる。

注3：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

## 7 ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和3年10月 末まで）（速報値）



資料：農林水産省調べ

注1：輸入数量は、令和3年10月末時点での政府買入実績である。

2：上記販売用途のほか、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。

3：在庫60万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。





○令和元/2年（令和元年7月から令和2年6月まで）

(単位:トン)

	元年6月末在庫 ①	元/2年供給量 ②	2年6月末在庫 ③	台風等被害 ④	全体需要量 ⑤=①+②-③-④
全 国	1,885,000	7,261,000	1,998,000	4,500	<b>7,143,500</b>
北海道	190,891	554,990	190,904		<b>554,978</b>
青 森	85,350	247,012	102,971		<b>229,391</b>
岩 手	81,486	267,961	106,156	42	<b>243,249</b>
宮 城	106,570	358,061	129,162	1,614	<b>333,856</b>
秋 田	110,080	452,587	129,211		<b>433,456</b>
山 形	80,862	359,207	113,953	21	<b>326,095</b>
福 島	120,231	338,953	142,886	1,075	<b>315,223</b>
茨 城	65,349	334,203	71,304	786	<b>327,462</b>
栃 木	97,110	288,988	92,670	426	<b>293,002</b>
群 馬	24,149	65,849	18,330		<b>71,667</b>
埼 玉	21,177	148,665	20,402	151	<b>149,288</b>
千 葉	47,829	276,419	39,971	116	<b>284,261</b>
東 京	73	519	59		<b>533</b>
神奈川	2,147	14,299	2,059		<b>14,387</b>
新 潟	113,051	577,726	145,846	2	<b>544,929</b>
富 山	38,605	184,855	40,343		<b>183,117</b>
石 川	27,357	121,349	25,879		<b>122,826</b>
福 井	31,944	122,408	33,839		<b>120,512</b>
山 梨	5,763	26,108	5,554		<b>26,317</b>
長 野	40,181	192,032	52,837	293	<b>179,093</b>
岐 阜	21,875	103,201	26,190		<b>98,886</b>
静 岡	10,275	80,446	11,084		<b>79,837</b>
愛 知	26,477	132,565	25,986		<b>133,057</b>
三 重	20,244	128,302	19,407		<b>129,189</b>
滋 賀	33,341	154,163	31,385		<b>156,119</b>
京 都	12,355	69,982	11,843		<b>70,494</b>
大 阪	5,186	24,273	4,547		<b>24,913</b>
兵 庫	34,427	179,299	33,868		<b>179,858</b>
奈 良	9,883	43,475	9,876		<b>43,482</b>
和歌山	2,230	31,398	2,096		<b>31,522</b>
鳥 取	19,288	64,804	19,488		<b>63,604</b>
島 根	18,338	85,738	15,102		<b>88,974</b>
岡 山	37,395	152,177	39,469		<b>150,103</b>
広 島	25,115	110,832	23,233		<b>112,714</b>
山 口	24,936	87,319	20,788		<b>91,467</b>
徳 島	6,814	50,963	6,643		<b>51,134</b>
香 川	13,223	56,237	11,688		<b>57,772</b>
愛 媛	10,385	63,665	8,774		<b>65,276</b>
高 知	6,495	47,512	6,009		<b>47,998</b>
福 岡	40,680	156,510	30,740		<b>166,450</b>
佐 賀	41,719	70,276	30,951		<b>81,044</b>
長 崎	9,794	51,813	7,529		<b>54,078</b>
熊 本	46,709	155,966	34,975		<b>167,700</b>
大 分	18,279	88,888	13,035		<b>94,133</b>
宮 崎	11,695	67,579	9,831		<b>68,443</b>
鹿 児 島	21,066	83,000	17,843		<b>86,223</b>
沖 縄	461	1,976	441		<b>2,000</b>

○令和2/3年（令和2年7月から令和3年6月まで）

(単位:トン)

	2年6月末在庫 ①	2/3年供給量 ②	3年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	1,998,000	7,226,000	2,184,000	<b>7,040,000</b>
北海道	190,904	556,376	241,831	<b>505,449</b>
青 森	102,971	240,389	109,140	<b>234,220</b>
岩 手	106,156	267,245	110,000	<b>263,402</b>
宮 城	129,162	356,193	153,268	<b>332,088</b>
秋 田	129,211	455,597	141,724	<b>443,083</b>
山 形	113,953	352,790	120,784	<b>345,959</b>
福 島	142,886	332,706	132,227	<b>343,365</b>
茨 城	71,304	347,932	78,416	<b>340,820</b>
栃 木	92,670	295,592	127,105	<b>261,157</b>
群 馬	18,330	67,490	20,117	<b>65,703</b>
埼 玉	20,402	151,981	28,135	<b>144,248</b>
千 葉	39,971	281,290	61,603	<b>259,658</b>
東 京	59	496	58	<b>497</b>
神奈川	2,059	14,200	1,966	<b>14,293</b>
新 潟	145,846	596,741	150,387	<b>592,200</b>
富 山	40,343	184,817	52,932	<b>172,227</b>
石 川	25,879	120,115	34,610	<b>111,384</b>
福 井	33,839	121,272	31,522	<b>123,589</b>
山 梨	5,554	25,413	5,047	<b>25,920</b>
長 野	52,837	186,518	53,175	<b>186,180</b>
岐 阜	26,190	100,737	23,078	<b>103,850</b>
静 岡	11,084	73,356	10,073	<b>74,367</b>
愛 知	25,986	129,170	25,919	<b>129,238</b>
三 重	19,407	128,260	19,863	<b>127,804</b>
滋 賀	31,385	151,740	34,827	<b>148,299</b>
京 都	11,843	68,958	13,700	<b>67,100</b>
大 阪	4,547	22,174	4,169	<b>22,552</b>
兵 庫	33,868	169,921	35,251	<b>168,538</b>
奈 良	9,876	40,689	8,843	<b>41,722</b>
和歌山	2,096	28,896	1,951	<b>29,042</b>
鳥 取	19,488	65,510	22,381	<b>62,618</b>
島 根	15,102	85,542	17,720	<b>82,924</b>
岡 山	39,469	147,112	38,547	<b>148,034</b>
広 島	23,233	109,908	25,578	<b>107,562</b>
山 口	20,788	69,191	14,067	<b>75,912</b>
徳 島	6,643	51,495	7,878	<b>50,260</b>
香 川	11,688	57,768	12,722	<b>56,733</b>
愛 媛	8,774	63,161	9,015	<b>62,920</b>
高 知	6,009	48,483	6,371	<b>48,120</b>
福 岡	30,740	142,820	29,867	<b>143,694</b>
佐 賀	30,951	102,161	29,017	<b>104,095</b>
長 崎	7,529	46,716	7,463	<b>46,783</b>
熊 本	34,975	151,591	36,144	<b>150,423</b>
大 分	13,035	80,692	12,726	<b>81,000</b>
宮 崎	9,831	67,666	10,204	<b>67,293</b>
鹿 児 島	17,843	81,546	19,172	<b>80,217</b>
沖 縄	441	2,029	515	<b>1,955</b>

注1：平成23/24年の福島県の需要量に、平成23年産米を対象に実施された特別隔離対策による市場隔離数量（1.7万トン）は含まれていない。

- 2：平成24/25年の備蓄米代替供給量4万トンは都道府県別の需要量には含まれていない。
- 3：平成25/26年の26年6月末在庫には、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンが含まれている。
- 4：令和元/2年の都道府県別の需要量に、台風等被害分4.5千トンは含まれていない。
- 5：全国欄は、産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、都道府県の合計と一致しない。
- 6：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。